

(例) 令和5年度の年金所得に対する税額：26,800円

令和6年4・6・8月仮特別徴収税額：26,800円÷2＝13,400円

令和5年中の年金所得に対して決定した、令和6年度の年金特別徴収税額：9,300円

(定額減税10,000円控除前は、19,300円)

- ① 「令和5年6月」の通知では、以下のとおり「令和6年度」の仮特別徴収税額を仮決定していました。

令和6年度の仮特別徴収税額			
徴収月	令和6年4月	令和6年6月	令和6年8月
税額 (円)	4,600	4,400	4,400

(仮徴収税額の計 13,400円)



- ② 「令和6年6月」に「令和6年度」の住民税額を計算したところ、仮徴収税額13,400円を下回る9,300円(定額減税10,000円控除後)となったため、例年の計算方法では、「令和6年8月分」を下記のとおり減額し、令和6年度の課税は終了となります。

令和6年度の仮特別徴収税額			
徴収月	令和6年4月	令和6年6月	令和6年8月
税額 (円)	4,600	4,400	300



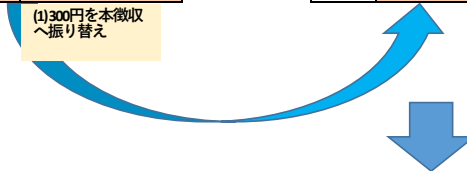
- ③ しかしながら、令和6年度に限り、森林環境税1,000円を仮徴収税額に含めることはできず、「令和6年10月・令和6年12月・令和7年2月」の本徴収分から徴収しなければならないため、本徴収分が1,000円超となるまで、納期限の遅い順に仮徴収税額を本徴収税額に振り替えます。

ただし、この例では、令和6年6月分の徴収停止が間に合わないため、一旦4,400円を徴収されたのち、同額が還付になります。

令和6年度の仮特別徴収税額			
徴収月	令和6年4月	令和6年6月	令和6年8月
税額 (円)	4,600	0	0

(2)4,400円を本徴収へ振り替え。ただし、一旦徴収されたのち還付。

(1)300円を本徴収へ振り替え



- ②-2

この場合、令和6年10月分以降の年金から住民税が特別徴収されることはありません。

令和6年度の特別徴収税額(本徴収)			
徴収月	令和6年10月	令和6年12月	令和7年2月
税額 (円)	0	0	0

- ③-2

仮徴収分から振り替えられた4,700円に定額減税額10,000円を加えた14,700円(＝300円＋4,400円＋10,000円)を令和6年10月・12月・令和7年2月で均等に配分します。

令和6年度の特別徴収税額(本徴収)			
徴収月	令和6年10月	令和6年12月	令和7年2月
税額 (円)	4,900	4,900	4,900

(計 14,700円(定額減税控除前))



- ④ 最後に、定額減税額10,000円を令和6年10月分から順次控除していきます。ただし、森林環境税を3回の本徴収で均等に徴収する必要がある(令和6年10月：400円、令和6年12月：300円、令和7年2月：300円)ため、森林環境税分を残しつつ、10月分で引き切れない額は、12月→翌2月と順次控除していきます。

令和6年度の特別徴収税額(本徴収)			
徴収月	令和6年10月	令和6年12月	令和7年2月
税額 (円)	400	300	4,000

(1)4,500円控除

(2)4,600円控除

(3)900円控除

(定額減税により合計10,000円控除)

令和6年度の仮特別徴収税額			
徴収月	令和6年4月	令和6年6月	令和6年8月
税額 (円)	4,600	0	0

以上